

## **暴風警報・特別警報発令時における登下校について**

岡崎市の小中学校は、市町村ごとの気象警報注意報により対処しますので、保護者の皆様も「岡崎市」の情報を確認し、対応いただきますようお願い致します。

### **1. 「暴風警報」が発表された場合**

#### **(1) 登校する前に、名古屋地方気象台より岡崎市に「暴風警報」が発表された場合**

- ① 学校の始業時刻（午前8時10分）の2時間前（午前6時10分）までに「暴風警報」が解除された場合は、平常どおり授業があります。ただし、この場合、通学路の安全を確かめてから、登校させてください。途中で危険があると思われる場合は、家庭で待機し、学校に連絡してください。
- ② 午前6時10分から午前11時までに「暴風警報」が解除された場合は、解除されてから2時間後に授業を始めますので、通学路の安全を確かめてから登校させてください。途中で危険があると思われる場合は、家庭で待機し、学校に連絡してください。
- ③ 午前11時を過ぎても「暴風警報」が解除されない場合、又は午前11時を過ぎてから解除された場合は、臨時休校となります。

#### **(2) 登校後、名古屋地方気象台より岡崎市に「暴風警報」が発表された場合**

- ① 台風の中心位置、進行速度及び方向、通学路の状況より判断し、全児童を帰宅させることができると認められた場合には、当日の授業を中断し、職員が通学団ごとに付き添い、速やかに下校させます。
- ② 通学路の通行が危険と認められるときや通学距離等により帰宅が困難と認められるときは、該当する児童を校内に待機させ、保護者の迎えを依頼します。

### **2. 「特別警報」が発表された場合**

#### **(1) 登校する前に、名古屋地方気象台より岡崎市に「特別警報」が発表された場合**

- ① 子供を登校させないでください。
- ② 特別警報解除後も災害の状況及び気象・通学路の状況等に関する情報収集に努め、児童を安全に登校させることができると判断できるまでは、登校させません。

#### **(2) 登校後、名古屋地方気象台より岡崎市に「特別警報」が発表された場合**

- ① 即刻、授業を中止し、災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に関する情報収集を行うとともに、児童の生命及び安全を確保するため、学校への留め置き、保護者への引き渡しなど、最善の対応を行います。
- ② 児童を学校に留め置いた場合は、特別警報解除後も災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に関わる情報収集に努め、児童を安全に下校させることができると判断できるまでは下校させません。この場合、保護者の引き渡しをお願いします。

### **3. 「暴風警報」及び「特別警報」が発表されていないが、大雨等異常気象により子供の安全確保に困難が予想される場合**

名古屋地方気象台から発表される注意報・警報等の気象情報を把握し、気象・交通機関及び通学路の状況を判断し、休業や授業の中止を決定し、配信メールを使い保護者に連絡します。

#### **※ 警報が発表されているかを確認する方法**

- ・気象庁 HP <http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/keiho.html>
- ・国土交通省防災情報提供センター携帯サイト <http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/i-index.html>